

発行  
国土交通省管理職  
ユニオン  
所在地  
東京都千代田区霞ヶ  
関 2-1-2 中央合同庁  
舎 2 号館  
TEL 03-3509-1138  
Eメール  
k-union@alpha.ocn.  
ne.jp  
ホームページ  
http://www7.ocn.  
ne.jp/~k-union

# 定年延長を見送り、希望者全員の再任用の義務化へ

## 国家公務員の年金支給までの雇用継続

フルタイム勤務が基本、どうなる勤務条件

平成25年度退職者から年金支給がゼロになることから、人事院は「段階的に定年年齢を引き上げること」との意見の申し出を行っていましたが、政府の国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部は、人事院の意見を退け、「定年退職する職員がフルタイム再任用を希望する場合は、当該職員の任命権者は、定年退職日の翌日、常時勤務を要する官職に当該職員を採用することにすること」などの基本方針を決定しました。（平成24年3月24日）

短時間勤務については、「定年退職する職員が短時間勤務を希望する場合、任命権者ができる限り当該希望に添った対応ができるよう環境を整備すること」としています。

政府が人事院の意見の申し出を切り捨てたことには問題が残りますが、ユニオンは再任用に対し、これまでは『実践して意見・要求を反映する』として、職場アンケートなども踏まえ、国交省、人事院、総務省などに要求提出、粘り強く追及し、本人の希望、経験を生かした仕事、管理職経験者の3級採用など、重要な改善を実現してきました。

方針では「定年前より低い職責の補完的な職務に再任用する形では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは難しい」としていますが、低賃金で責任と仕事だけ押しつけられるのではたまりません。安心して働ける職場環境を作っていくのはみんなの力の結集が力となります。

## 副所長等からの再任用は『指導官』 本局採用は週4日勤務

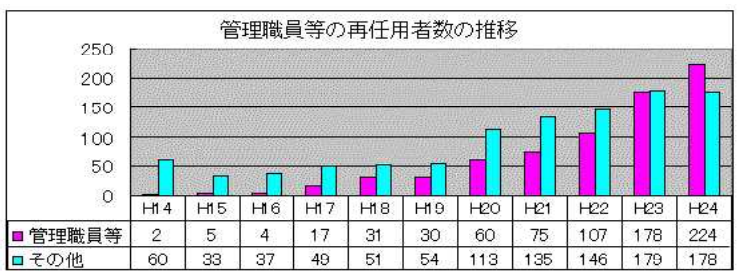
管理職員等からの採用が上回る

ユニオンの調査から平成24年度の再任用の実態が明らかになりました。

① 旧建設では再任用者全体が402人と400人を超え、そのうち管理職員等（管理職経験ポスト）からの再任用が一般職員を上回ったこと。

② 新たに『指導官』ポストが新設され、副所長以上から17名が発令され、本局勤務者は週4日勤務となっていること。

③ 併任・所属先の変更がこれまでになく多くなっていること。



## 勤務環境・処遇改善が急務

### 25年度募集要項に向け、緊急要求提出

政府が定年延長を見送ったこと、勧奨退職が減少し、再任用の在職が5年になることなどから、今後再任用者が大幅に増大することと見られます。

今後職場で再任用者の比重が大きくなるに伴い、これまでの仕事の配置などを見直し、本格的に再任用者の経験と能力を生かし、意欲を持って働く職場環境の整備とそれに伴う処遇の改善が課題になります。

ユニオンはこれまでも勤務環境や処遇の改善を要求し、2級採用から3級採用への格付け改善など重要な要求前進を勝ち取ってきましたが、「本格的な再任用の時代」を迎えるに当たって、これらの改善が急務となっています。

六〇歳定年以降の働き方、再任用への要求は大会以降職場アンケートで集約を予定していますが、次年度（25年度）の再任用募集要項は例年五月末に出されることから、これに対応して「指導官への登用」と「三級以上の格付け登用」「本人の希望を尊重し、経験、能力を生かした仕事」「出張所勤務」など、当面の要求を提出します。

## 中村元委員長が逝去されました



中村皓一元委員長が3月18日逝去されました。心筋梗塞と言ったことですが、まだ六八歳という若さで、あまりにも突然の訃報に驚くばかりです。

中村さんは2001年から2003年まで2期委員長を歴任され、ユニオン発展のためにご尽力されました。退職後は全建労退職者の会の会長を務める一方、特技を生かして「シルバー人材センター」で庭木や盆栽の剪定などを行い、地域で喜ばれたり、山歩きの会などを組織し、仲間作りと革新運動の前進のためにがんばっていました。

心からご冥福をお祈りいたします。

# 賃金削減＝職場の怒り、職員の悲鳴をよく聞け 人事院は「削減回復の勧告」を行え ユニオンが人事院と国公大臣に要求書を提出

国家公務員の賃金削減法案が議員立法で強行され、四月の給与から削減されます。

管理職員では本給で7.8%、管理職手当も含む諸手当の削減で年間60万円近い削減となります。

職場では「ローンを抱え、子供の教育費もある」「車を見直さなければいけない」「お母ちゃんから遣いの削減を通告された」など悲鳴が上がっており、共済貯金の見直しへの問い合わせが続いている状況も生まれています。

公務員の賃金は人事院が民間の賃金を調査・比較して、民間との均衡をとって決定されます。賃金は労働基本権のもと、労・使交渉で決めることが本筋としても、人事院勧告は代償機関としての勧告制度であり、現行の法制度です。

## 格差是正は人事院の義務

時の政府の思惑や財政事情で法制度を踏みじり、公務員の生活の糧を一方的に奪うことなど絶対に許されません。

人事院は本年度の勧告に向けてこれから民間の調査に入りますが、本来なら「削減撤回の勧告」をすべきですが、少なくとも削減された公務員の賃金水準と比較し、その差額の回復を勧告する義務があります。

そうすれば削減された何割かは1年で回復することができず、「2年で終わり」とはならない(民主党前原政調会長)などの発言がある中、早急に回復の措置を執るべきです。

また、国公大臣には「直接職員の声を入れていただき、いまだ無視しています。」

国公大臣は職員の声を代弁し、使用者責任をきちんと果たすべきです。ユニオンはこうした立場から要求書を提出します。

接職員の声を入れていただき、いまだ無視しています。国公大臣は職員の声を代弁し、使用者責任をきちんと果たすべきです。ユニオンはこうした立場から要求書を提出します。

人事院総裁 殿

2012年4月 日

国土交通省管理職ユニオン  
中央執行委員長 岡村 昌美

### 2012年度人事院勧告に向けた緊急要求書

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が施行され、この4月の給与から削減されますが、私たち第一線の管理職員層にとっては年間60万円近い、極めて大幅な削減となります。

職員の間では、「住宅ローンや子供の教育費を抱えこれでは生活できない」「車を手放さなくてはならない」「小遣いが大幅に減らされる」「将来の生活設計の見直し」など悲痛な声が聞こえ、また、職場の共済担当者の中には「積み立て預金の中止、額の引き下り」等の問い合わせが急増している一方、理不尽な仕打ちに対するやり場のない怒り、勤労意欲の喪失感が充満しています。

政府が削減の口実とした巨額の国の財政赤字も個々の国家公務員の責任とは全く関係なく、歴代の政権が赤字国債をたれ流し、放漫経営の結果であり、税と社会保障一体改革推進のため「政府自ら身を切る証」との口実についても、これは「この公務員の生活を切る」ものであり、「東北復興の財源」についても、公務関連労働者620万人の賃金に直接影響し、さらにこれが民間労働者の賃金切り下げを誘発し、消費の冷え込み、国内生産の減少、国と地方の税収の減少にもつながり、東北復興にも景気回復にも逆行する事は明らかです。

労働基本権が制約され、その代償措置としての人事院と人事院勧告制度があり、この制度が公務員賃金を民間と比較し、公務員の賃金水準を決定するものとして機能してきましたが、この制度を蹂躪し、一部の組合との合意を口実に政府が法案を出し、結果的には議員立法という形で成立しても重、き重に憲法を踏みにじていることには変わりなく、これを是正することが早急に求められます。

そのために貴院が果たす役割は極めて重要であり、2012年度の人事院勧告に当たっては、国家公務員の労働基本権の代償機関としての役割を十分発揮し、違法な状態を一刻も早く解消し、国家公務員の賃金水準を回復するため、下記事項の実現を強く要求します。

記

- 1、2012年4月から実施される賃金削減は違法であり、直ちに是正するよう勧告すること。
- 2、2012年度人事院勧告に当たっては、2011年度勧告による俸給表でなく、現在国家公務員に支給されている給与と民間賃金の比較を行い、その格差の解消を勧告すること。
- 3、人事院勧告制度の尊重、実施を政府、国会に働きかけること。

2012年 4月 日

## 人事院がユニオンの要望を踏まえ 管理職員の「深夜勤務」の実態調査

ユニオンは管理職職員の勤務手当について、「少なくとも防災出勤時は管理職手当の範疇外」まして「民間で出されている深夜の手当は早急に支給すべき」とかねてから強く要求し、人事院本院、各地方事務局との交渉を重ねてきました。

人事院は、このたび(2012年3月)事務所課長、出張所長などをピックアップして管理職員の超勤実態調査を行っています。本省も団体交渉で「深夜の手当支給を要望している」と明言しています。削減ばかりがまかり通る中、少なくとも働いた分は支払いが実現するようがんばりましょう

### 第十五回定期全国大会召集

国交管ユニオン規約第十一条及び議事運営細則第四条に基づき、第十四回定期全国大会を召集します

日時 二〇一二年 五月二六日(土)  
五月二七日(日)

場所 愛知県豊橋市神野新田町ミノ割一三  
ホテルシーパレスリゾート

議題 ①二〇一一年度運動の総括及び

- ②二〇一二年度運動方針(案)
- ③二〇一二年度財政方針(案)
- ④二〇一一年度会計監査報告

二〇一二年四月九日  
中央執行委員長 岡村 昌美

### 二〇一二年度中央諸役員立候補受付

二〇一一年度諸役員の任期満了に伴い、二〇一二年度中央諸役員立候補受付をおこなうので、左記のとおり立候補受付を公示します。

一、役員と定数  
国交管ユニオン規約第二四条による

二、立候補の締切日  
二〇一二年五月二七日

三、選挙  
二〇一一年五月二七日に大会代議員の投票により行う

四、立候補の届出  
立候補する組合員は中央選挙管理委員長宛に届け出ること。  
届出先は国交管ユニオン中央本部まで。

二〇一二年四月九日  
中央選挙管理委員長